

重 要

平成29年 5 月 30 日

株 主 各 位

株式会社 JVCケンウッド

第 9 期期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は平成29年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、第 9 期期末配当として 1 株当たり 5 円をお支払いすることを決議し、平成29年 5 月 31 日よりお支払を開始いたします。

今回の配当は、全額「その他資本剰余金」を配当原資とするため「資本の払戻し」に該当し、一般的な「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税務上の取扱いが異なります。

今回の配当は、所得区分が、「配当所得（みなし配当）」部分と「みなし配当以外」の部分に分かれ、「みなし配当」部分は、税務上の配当所得として、源泉徴収の対象となります。

一方、「みなし配当以外」の部分は、「みなし譲渡損益」が発生しますが、これは税務上の配当所得に当たらないため、所得税等の源泉徴収の対象とならず、確定申告の配当控除の対象にもなりません。また、当社株式の取得価額の調整が必要となる場合があります。

つきましては、今回の配当のお取扱い等について、次頁以降の「**今回の配当金の税務上のお取扱いについて**」にてご案内いたしますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

なお、純資産減少割合（0.005）については、現時点において概算値のため、確定しましたらあらためてご案内いたしますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

敬 具

このお知らせは、今回の配当に係る税務上のお取扱いや、税法の規定により株主の皆様へ通知すべき事項等についてご説明、ご通知するものですが、株主の皆様の個々のご事情により対応は異なりますので、全てを網羅するものではありません。確定申告等の具体的な税務上のお手続き等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願い申し上げます。

また、特定口座をご利用の株主様の取得価額の調整方法等については、お取引の証券会社にお問い合わせください。

なお、このお知らせは、株主様が今後当社株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

1. 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- (1) 今回の当社の「その他資本剰余金」を原資とする配当金は、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。この配当金は、税法の規定にしたがい、「みなし配当」と「みなし配当以外」に区分されます。

「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として取り扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となりますが、今回の期末配当においては、みなし配当は生じておりません。

一方、「みなし配当以外」の部分は、税務上の配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収はなく、「みなし譲渡損益」が発生いたします。

(2) 具体例（1株当たりで説明）

5円0銭 (1株当たりの配当金)	「みなし配当」 0円0銭	通常の配当と同様、源泉徴収の対象（ただし、今回は生じておりません）。
	「みなし配当以外」 5円0銭	源泉徴収の対象外。「みなし譲渡損益」の計算上、「収入金額とみなされる金額」となります。

2. みなし譲渡損益の算出方法について（租税特別措置法第37条の11）

- (1) 「みなし譲渡損益」は、以下の計算式で算出されます。

みなし譲渡損益の計算式		
① 収入金額とみなされる金額	=	$\frac{\text{払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額}}{\text{5円} \times \text{保有株式数}} - \text{みなし配当額 (0円} \times \text{保有株式数)}$
② 取得価額	=	$\text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合 (0.005) (概算) (注)}$
③ みなし譲渡損益 (①-②)	=	$\text{① 収入金額とみなされる金額} - \text{② 取得価額}$
<p>[例] 当社の株式を1株当たり100円で1,000株購入していた場合</p> <p>① 収入金額とみなされる金額 = 5円 (1株当たり配当額) × 1,000株 = 5,000円</p> <p>② 取得価額 = (100円 × 1,000株) × 0.005 (純資産減少割合 (概算) (注)) = 500円</p> <p>[みなし譲渡損益] = ①5,000円 - ②500円 = 4,500円</p> <p>※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。</p> <p>(注) 純資産減少割合については、概算値のため、確定しましたらあらためてご案内いたします。</p>		

(2) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

以下の調整式により、当社株式の取得価額の調整が必要となります。

取得価額の調整式		
1株当たりの新取得価額	=	1株当たりの従前の取得価額 - 1株当たりの従前の取得価額×0.005（純資産減少割合）（概算）（注）
[例] 当社の株式を1株当たり100円で1,000株購入していた場合		
「1株当たりの新取得価額」=100円 - (100円×0.005（純資産減少割合（概算）（注））) =99円50銭		
「新取得価額」=99円50銭×1,000株=99,500円		
（注）純資産減少割合については、概算値のため、確定しましたらあらためてご案内いたします。		

「特定口座」をご利用でない場合は、上記計算式により取得価額を調整していただく必要があります。

また、権利確定日以降、配当支払日前までに売却された株式に関しましては、上記取得価額の調整は不要となります。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の取得価額の調整については、お取引の証券会社にお問い合わせください。

3. 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合）	0.005（概算）（注） （小数点以下3位未満切り上げ）

（注）純資産減少割合については、概算値のため、確定しましたらあらためてご案内いたします。

4. 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の基因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる理由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成29年5月31日
その支払に係る基準日における発行済株式等の総数（自己株式を除く）	138,948,352株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	0円 （小数点以下10位未満切り捨て）

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第4号に規定する割合）	0.005（概算）（注） （小数点以下3位未満切り上げ）
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	694,741,760円

（注）純資産減少割合については、概算値のため、確定しましたらあらためてご案内いたします。

5. 本件に関するご相談、お問い合わせ先について

(1) 「取得価額の調整」について

お取引の証券会社、最寄りの税務署、または税理士等にご相談ください。

(2) 「税務申告」について

最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 「取得価額の調整」、「税務申告」等のご相談につきましては、同封いたしました「配当金計算書」をご持参ください。

(4) 本件に関する一般的な事項について

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝祭日を除く)

以 上